

鑑定についてのおたずね

神戸家庭裁判所
神戸家庭裁判所管内支部，出張所

この書面を記入される際に、「診断書（成年後見制度用）の作成を依頼された医師の方へ」をご参照ください。

1 鑑定について（該当事項に□にチェックを付れたり，記入してください。）

□ 家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合，鑑定を引き受ける。

(1) 鑑定料（検査料・諸経費等は含まない）は_____万円で引き受ける。

（一般的には，3～5万円でお引き受けいただいておりますが，5万円を超える場合でも10万円以内に収まる費用でお引き受けいただいております。）

(2) 鑑定期間は，約_____日間必要である。

（一般的には，約1か月以内に鑑定書を提出いただいております。）

(3) 鑑定書作成の手引きの送付

□希望する。 □希望しない。

(4) 書類の送付先

□診断書記載の病院等の所在地と同じ。

□下記の連絡先への送付を希望する。

病院等の名称

TEL

所在地 〒

(5) 鑑定料の振込先

□個人

□法人

□ 鑑定を引き受けることはできない。理由（_____）

□ 鑑定を引き受けることができないが，下記の医師を紹介する。

氏名

病院等の名称

所在地

TEL

2 その他，家庭裁判所に対する連絡事項等があれば，ご記入ください。

年 月 日

回答者氏名_____④